別表第五　防火設備

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準		
一　防火扉	(一)～(三)	防火扉	（略）	（略）	（略）	
	(四)	（略）	人の通行の用に供する部分に設ける防火扉（常閉防火扉にあっては、各階の主要なものに限る。）	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	（略）
	(五)					
	(六)～(十五)	（略）				
	(十六)	総合的な作動の状況	防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉（常閉防火扉を除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なく	（略）	

別表第五　防火設備

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準		
一　防火扉	(一)～(三)	防火扉	（略）	（略）	（略）	
	(四)	（略）	人の通行の用に供する部分に設ける防火扉（常閉防火扉にあっては、各階の主要なものに限る。）	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	（略）
	(五)					
	(六)～(十五)	（略）				
	(十六)	総合的な作動の状況	防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉に	（略）	